

FTA における原産地規則の経済分析

社会システム研究科 東アジア専攻

2022M5001

呉曉玥

要旨

自由貿易協定(FTA)は、1990年代以前には世界に約20件しか存在しなかったが、2000年以後にはその数が急増し、約300件が発効されている。FTAの締結国間で関税や非関税障壁の撤廃・削減が進むことにより、国際市場の貿易自由化が進展する。世界でFTAが急増する中、日本も他国とのFTA締結に積極的に取り組み、その相手国・地域にはシンガポール、メキシコ、ASEAN、EU、アメリカ、RCEPなどが含まれる。

FTAには貿易自由化の促進という経済的効果だけでなく、FTA域内の発展途上国への技術援助に寄与する効果があることも明らかになっている。また、FTAの締結により、国力が強化され、国の経済成長が促進される効果も期待されている。FTAの締結は貿易コストの削減や市場規模の拡大をもたらし、それが品質の良い財やサービスの輸入促進、企業間の競争条件の改善につながることで、より効率的な産業構造へ転換していくことが期待される。

FTAによる関税や非関税障壁の撤廃・削減を通じて貿易自由化が促進される一方で、貿易自由化に伴う迂回輸出や締結国同士での関税引き下げ競争を防ぐために、原産地規則(ROO)が定められている。ROOは輸入財の原産地を確認するための重要な規則である。迂回輸出は、FTA域外国が財を低関税国に一旦輸出し、そこから高関税国に再輸出する関税回避の手段となりうる。そのため、FTA域内では、関税分類番号変更基準、加工工程基準、および付加価値基準を適用して財の原産地を認定し、FTA締結国間の貿易が関税引き下げ

の対象となるように管理することで、迂回輸出による低関税のタダ乗りが防止されることを期待している。

FTA 域内の企業が関税優遇を受けるためには、域内国へ輸出した財が R00 の基準を満たしていなければならない。域内原産割合が一定の閾値を超えれば、その財は原産品と認定され、関税優遇の対象となる。しかし、企業が R00 を遵守するためにはコンプライアンスコストが必要となることから、生産または輸入された財の価格が上昇し、消費者の利益が減少する可能性がある。そのため、R00 のコンプライアンスコストというデメリットが関税削減というメリットを上回る場合、FTA 域内の企業は R00 を遵守せず、FTA 域外の企業と同様に関税を負担することを選択する可能性がある。結果として、R00 が「隠された保護主義」の手段として用いられることが指摘されている。

FTA 域内の企業だけでなく、FTA 域外の企業にとっても同様に、R00 が「隠された保護主義」の手段となりうる。FTA 域外の企業は、生産された財の競争力を維持するために、FTA 域内国で海外直接投資（FDI）を行う戦略を選択することがある。FDI を受け入れることで、ホスト国は雇用の創出や自国企業の生産技術と競争力の向上という効果を得る。域外の企業が FTA 締結国に立地し、FTA 域内国から大部分の原材料を輸入し生産した財は R00 を満たし、原産地が FTA 域内であると見なされ、FTA 域内での取引において関税が撤廃されることになる。

先行研究によれば、FTA は、その対象分野が幅広く、締結国の数が多い協定ほど、域内の経済厚生や GDP の向上効果がより大きいとされている。浦田・安藤(2011)は、FTA を利用するためには原産地証明書の取得が必要になること、FTA 関税率と最恵国待遇における関税率が逆転する可能性があることを挙げ、これらにより FTA の利用が妨げられる可能性を指摘している。Mukunoki & Okoshi (2021a)は、FTA 域外の輸出企業が R00 の付加価値基準を満たすために財の価格を釣り上げることで、企業の利潤は増加する一方、FTA 域内国の社会厚生が悪化することを指摘している。Jinji & Mizoguchi (2016a) は、FTA 域内企

業が R00 を遵守するためにコンプライアンスコストを負担することにより、域外企業との間に費用格差が存在する可能性があり、費用格差が十分大きい場合には、R00 が保護主義的なバイアスを持つと批判している。したがって、FTA 域内国の社会厚生や消費者余剰を損なわないように柔軟な R00 や税関手続が実施されることが重要である。Srisupornphan & Riesfandiari (2020) は、R00 や税関手続の柔軟化により FTA 域内企業の貿易量や利潤が増加し、FTA 域外企業が FDI 戦略を選択することで、利潤や貿易量が増加する可能性を指摘している。

本論文の理論モデルの分析によれば、FTA 域内国の共同社会厚生を最大化するためには、R00 の基準を緩和し、税関手続きを簡素化すべきである。それにより、輸入者側にとっては、税関に対して原産品であることを証明する手続きの負担が削減できるメリットがある。R00 による保護主義的なバイアスを解消するため、FTA 締結後の最適関税が締結前より小さいかどうかにかかわらず、域外国の企業が FDI 戦略を選択する際の利潤が輸出戦略を選択する際の利潤より大きいことを明らかにしている。

クールノー競争下で関税が撤廃されない場合、FTA 域外企業は FDI 戦略を選択し、それにより輸送コストの削減だけでなく、市場へのアクセスの向上やリスクの分散が可能となる。さらに、域外企業が FDI を行うと、その先進的な技術がホスト国の企業へ移転され、ホスト国の生産効率と技術レベルが向上する可能性もある。

今後の課題として、FTA 域外企業が域内で現地生産する際の固定費用などの関連費用や、雇用創出効果および国民総所得の増加といった影響要因を検討する必要がある。そのうえで、様々な要因の相互作用を考慮したより厳密な分析を行い、包括的な視点から FTA 域外企業の戦略を評価することが求められる。

キーワード：自由貿易協定、原産地規則、海外直接投資、コンプライアンスコスト